

令和 6 年度「東京都環境影響評価審議会」第 11 回総会 議事録

■日時 令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）午後 1 時 30 分～午後 2 時 12 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、安立委員、飯泉委員、日下委員、
玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、
宗方委員、保高委員、渡部委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「（仮称）NEC府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【騒音・振動】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (3 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業	令和 7 年 2 月 6 日
	G L P 昭島プロジェクト	令和 7 年 2 月 19 日
2 事 後 調 査 報 告 書	多摩都市計画事業 稲城南山東部 土地区画整理事業（工事の施行中 その 12）	令和 7 年 2 月 7 日
	国分寺都市計画道路 3・2・8 号 府中所沢線（府中市武蔵台～国分 寺市東戸倉間）建設事業（工事の 施行中その 8）	令和 7 年 2 月 14 日
	東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連 続立体交差事業（工事の完了後）	令和 7 年 2 月 20 日
	都市高速道路外郭環状線（世田谷 区宇奈根～練馬区大泉町間）事業 （工事の施行中その 4）	令和 7 年 2 月 20 日
3 変 更 届	（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第 一種市街地再開発事業	令和 7 年 1 月 31 日
	株式会社昭和石材工業所古里鉱業 所採掘区域拡張事業	令和 7 年 2 月 17 日
	立川都市計画道路 3・3・30 号立 川東大和線（立川市羽衣町二丁目 ～栄町四丁目間）建設事業	令和 7 年 2 月 19 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
3 変 更 届	羽田空港アクセス線（仮称）整備事業	令和 7 年 2 月 19 日
	（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画	令和 7 年 2 月 20 日
	都営村山団地（後期）建替事業	令和 7 年 2 月 20 日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和 7 年 2 月 12 日
	立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業	令和 7 年 2 月 19 日

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第11回総会
速 記 録

令和 7 年 3 月 27 日（木）
対面及びオンライン併用

(午後 1 時30分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告申し上げます。現在、委員21名のうち17名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和6年度第11回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。

なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードして御覧ください。

それでは、会長、お願いいたします。

○柳会長 ただいまから、令和6年度東京都環境影響評価審議会第11回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申1件、受理報告を受けることといたします。

それでは、次第1の「(仮称)NEC府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は第二部会で審議していただきましたので、その結果について第二部会長の宮越委員から報告を受けることといたします。

それでは、宮越委員、よろしくお願いいたします。

○宮越委員 では、宮越から御報告します。

では、資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめた答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

¹ 途中2名出席し、19名となった

「（仮称）NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「（仮称）NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和7年1月23日に「（仮称）NEC府中事業場整備計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議計画は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響最大となる時点としているが、本事業は約7年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、教育施設や住宅と隣接している地点もあることから、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付表についてはこちらとなります。

以上となります。

○宮越委員 ありがとうございました。

それでは、審議の経過について報告します。

本調査計画書は、令和7年1月23日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、東京都府中市新町1丁目に位置するNEC府中事業場において、老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うものです。

計画建築物の主な用途は工場、倉庫及び複合用途、業務内容はシステム機器等の開発・

製造です。敷地面積は約22万5,000㎡、計画建築物の延べ床面積の合計が約10万3,000㎡となっています。

対象事業の種類は「工場の設置」です。

次に、答申案の内容について御説明します。

【騒音・振動】の意見ですが、本事業は段階的に建替えを行い、既存建物の解体から新築工事の完了まで約7年間にわたる事業計画となっています。

調査計画書において建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測の対象時点は「建設機械の稼働による影響が最大となる時点」としてありますが、工事の段階ごとに影響が出る地点などが異なることが考えられます。

このため、全期間で影響が最大となる時点だけではなく、近接する小学校や住宅に影響を与える時点においても適切に予測・評価を行う必要があります。

以上より、各段階における環境への影響が最大となる時点を適切に把握し、必要な時点及び地点において予測・評価することを求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいまの報告について何か御意見等はございますでしょうか。

発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳憲一郎

「(仮称)NEC府中事業場整備計画」環境影響評価調査計画書の答申について

令和7年1月23日付6環総政第518号(諮問第560号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

3月の受理報告は、環境影響評価書2件、事後調査報告書4件、変更届6件、着工届2件を受理しています。

区分、対象事業名称及び受理年月日については、資料を御確認ください。

それでは、資料8ページの「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」におきましては、令和7年2月6日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和5年12月20日の第10回総会で諮問され、令和6年7月30日の第4回総会において知事に答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しています。

評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

まず、【騒音・振動】の意見として、「一部の工種で夜間工事が予定されていることから、近隣住民に対し、十分な事前周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動による影響の提言に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、夜間工事を行うに当たっては、近隣住民等に期間、内容等について十分な周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動を必要最低限にとどめるなど、環境の保全に努めることを追記した」とのことでした。

また、【日影】の意見として、「一部の区間で日影規制の時間を超える地域があることから、モノレール施設の構造及び高さへの配慮を検討するとともに、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて分かりやすい説明に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「規制基準を超える日影が生じる区間における関係者との協議に際しては、影響の程度や対策について、資料などを用い分かりやすい説明に努め対処していくことを評価の項に追記した」とのことでした。

続きまして、資料 9 ページの「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「G L P 昭島プロジェクト」につきましては、令和 7 年 2 月 19 日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和 6 年 1 月 30 日の第 11 回総会で諮問され、令和 6 年 10 月 21 日の第 7 回総会において知事に答申されております。

当資料は評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しています。

評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

まず、環境影響評価書案審査意見書の総括的事項として、「事業の実施に当たっては、豊かな環境を将来にわたり維持していくために、環境保全の措置の徹底、継続的な検証と改善を重ねていくとともに、地域住民への丁寧な説明や交通管理者等の関係機関との十分な協議など、地域と連携し、対策を検討していくことが重要である。以上のことを踏まえて評価書の策定に当たっては十分な配慮を行うべきである」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「事業の目的に、各種環境保全のための措置を徹底して取り組んでいくこと、地域と連携し、工事の施行中や完了後においても継続した意見交換を行い、課題等が生じた場合には必要に応じて追加的な対策を検討、実施していくこと等、事業を推進していくに当たっての事業者の姿勢を加筆した」とのことでした。

また、「新たに、車両の走行に関する環境配慮事項等を項目立てし、大気汚染、騒音・振動などに示した環境保全のための措置及び渋滞対策等を整理、加筆した」とのことでした。

具体的には、「登校時間帯や夜間・早朝の時間帯に配慮し、対象時間の走行台数の抑制に努めること、走行ルートについて交通管理者等と協議を実施すること、道路管理者の安全施設の整備事業への協力をする事」等が記載されています。

さらに、「公園整備に関するワークショップを開催し、公園の利用方法等に市民意見を可能な範囲で反映させていくことを加筆した」とのことでした。

続きまして、【大気汚染】の意見として、「周辺住民に対し、大気汚染物質の濃度の変化について丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置の徹底を図ること。また、更なる環境保全のための措置を検討し、大気質への影響の低減に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、工事着手前に工事説明

会を開催して施工計画等について丁寧な説明を行っていくこと、朝礼等で道路や周辺状況等の地域性に配慮したルール等を工事関係者に周知徹底すること、入居テナントが一堂に会する定期的な会議において、環境保全のための措置や地域性に配慮したルール等の徹底を働きかけるほか、課題等が生じれば全体で共有し、運営会社として入居テナントとともに対応していくこと等を加筆した。また、日平均値の年間98%値等の語句説明や環境基準及びその評価方法に関する解説を加筆した」とのことでした。

次に、1つ目の【騒音・振動】の意見として、「計画地周辺における道路交通騒音は、交通量が増加することで環境基準値を上回る地点がさらに増えることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の低減に努めること。特に、夜間の騒音・振動レベルの増加の程度が大きい地点も見られることから、周辺住民には騒音・振動の変化の程度について十分な説明を行うとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行うこと」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、工事の進捗会議等における徹底状況の確認を実施していくこと、課題等が生じた場合には、必要に応じて更なる環境保全のための措置の検討を行い、実施していくこと、入居テナントが一堂に会する定期的な会議において、環境保全のための措置や地域性に配慮したルール等の徹底を働きかけるほか、課題等が生じれば全体で共有し、運営会社として入居テナントとともに対応していくこと等を加筆した」とのことでした。

2つ目の【騒音・振動】の意見として、「施設は24時間稼働を行う計画であり、夜間の時間帯も含め騒音の増大が懸念され、周辺に住宅地も存在することから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、特に夜間においては、近隣の住環境に配慮した施設運用を行うことを加筆した」とのことでした。

【騒音・振動、生物・生態系共通】の意見として、「オオタカが営巣する高さでは建設作業騒音がさらに大きくなる可能性があることから、必要に応じて騒音の高さ方向の予測・評価を行った上で、適切な環境保全のための措置について検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「オオタカが営巣する高さ、地上15mにおける建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果を参考として資料編に加筆するとともに、予測に配慮、対策を加筆した。また、環境保全のための措置にオオタカが営巣する高さにおける建設機

械の稼働に伴う騒音の予測結果を考慮し、オオタカの営巣期間中は計画地外への騒音の影響が少ない工事を可能な限り優先して行うこと等を加筆した」とのことでした。

【土壌汚染】の意見として、「周辺住民に対し土壌汚染対策法等に基づく調査結果等の内容を丁寧に開示、説明すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、法令に基づく土壌汚染調査結果等を、ウェブサイトを用いて公開していくことを加筆した」とのことでした。

続きまして、1つ目の【地盤、水循環共通】の意見として、「地下水面や流向等の地域の地下水の状況を詳細に把握した上で、雨水浸透施設の具体的な設置場所や規模、構造等を検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「調査結果に、現地調査結果から推定した計画地内の地下水面及び流向を解明した図を追加し、予測結果に、計画地内の想定平均地下水位及び流向、雨水浸透施設の配置を重ねた図を追加した。また、雨水浸透施設のイメージ図を標準構造図に更新し、環境保全のための措置に、全量を地下に浸透させることができる適切な規模、構造等を有した雨水浸透施設を分散して整備することを加筆した」とのことでした。

2つ目の【地盤、水循環共通】の意見として、「周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を継続的に監視しながら、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、施工に際して計画地周辺の井戸情報の把握に努め、地下水の状況を監視しながら施工を行うことを加筆した」とのことでした。

3つ目の【地盤、水循環共通】の意見として、「計画地内にある既存の深井戸について、その状況を把握し、必要に応じて水位等のモニタリングの実施等、環境保全のための措置への活用について検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、既存の深井戸の存続が可能となった場合、活用について関係機関と検討していくことを加筆した」とのことでした。

続きまして、1つ目の【生物・生態系】の意見として、「玉川上水等の周辺の緑地等とのつながりや利用する生き物に配慮した樹種や配置等を計画するとともに、良好な環境を保持するため、工事完了後における適切な維持管理の方法を検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、新植する樹木は、玉川上水緑道や周辺の緑地等とのつながりや緑地を利用する生物に配慮し、地域在来種や動物が好む植物種等を選定すること、適切な維持管理を行っていくこと等を加筆した」とのことでした。

2つ目の【生物・生態系】の意見として、「保全目標とする種を明らかにし、その生息（育）環境への影響を緩和するための適切な保全措置となるよう、事例や専門家の意見等を参考に詳細に検討すること。また、継続的なモニタリングと順応的管理を行い、現在の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、アニマルパスや既存の池による保全目標種を明らかにするとともに、整備・改修方法等について、事例等を参考にしつつ、適宜専門家等から適切なアドバイスを受けていくこと、事後調査結果に基づき必要に応じて環境保全のための措置を検討することを加筆した」とのことでした。

3つ目の【生物・生態系】の意見として、「工事の実施に際しては、オオタカの行動をモニタリングしながら可能な限りの配慮を行うとともに、工事の完了後においても、事業の実施に伴う影響の調査と併せて順応的管理を行い、良好な生息（育）環境を継続的に保全すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、工事の施行中や完了後のオオタカのモニタリング結果に基づき、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること等を加筆した」とのことでした。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場共通】の意見として、「緑地環境の利用方法について、区分や目的を可能な限り明確にし、周辺自然環境への影響に配慮するよう努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「自然との触れ合い活動の場の予測結果に、代官山緑地北側の公園では、自然環境の保全の観点から、生物多様性に配慮することを目的としたゾーンと、人が活動することを目的としたゾーンを区分していくことを加筆し、資料編にゾーニング図とその解説を加筆した。また、環境保全のための措置にも、ゾーンを区分していく計画であることを加筆した」とのことでした。

続きまして、【日影】の意見として、「周辺住民に対し日影の状況を丁寧に説明するとともに、わかりやすい図書の作成に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「予測方法について、時刻別日影図及び等時間日影

図の作成方法等を詳述し、時刻別日影図と等時間日影図の注釈を加筆した。また、分かりやすい評価書の構成とするため、予測結果について、時刻別日影図、等時間日影図、法規制図ごとに結果の文章と図面の構成となるよう、また、東側敷地と西側敷地の日影図が左右見開きになるようページ構成を再整理した」とのことでした。

続きまして、【風環境】の意見として、「環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、事後調査では、計画地内で適切な地点を選定し、環境保全のための措置の効果の検証を行うとともに、必要に応じて更なる対策を講じること」を加筆した」とのことでした。

続きまして、【景観】の意見として、「詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、計画地周辺の環境との調和に努め、眺望の変化や圧迫感の軽減を図ること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、計画建築物の詳細なデザインや色彩等の計画に際しては、周辺住民等の意見を参考にしていくこと」を加筆した」とのことでした。

続きまして、【史跡・文化財】の意見として、「事業実施に先立ち、関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全のための措置を検討すること。また、工事の施行中及び完了後においては、保全の措置を確実に実施し、史跡玉川上水及び周辺環境に影響を与えないよう、十分配慮すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、工事の実施前に関係機関と十分に協議を行うとともに、適切な環境保全のための措置を検討し、工事関係者に周知・徹底させること等を加筆した。また、新たに、予測に反映しなかった環境保全のための措置を項目立てし、史跡である玉川上水からの景観への配慮を加筆した」とのことでした。

続きまして、【廃棄物】の意見として、「テナント等に積極的に関与し、廃棄物の発生抑制の取組を徹底させること。また、類似施設の実績等を踏まえ、発生する廃棄物の種類に応じた目標値を検討し、それを達成するようテナント等へ働きかけるとともに、事後調査において発生量、再資源化率等を詳細に報告すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「予測条件において、工事の完了後に発生する廃棄

物の再資源化等率の目標値を類似施設の実績値の平均値をもとに50%に定め、予測結果について当該目標値をもとに算定した再資源化等量に修正した。また、環境保全のための措置に再資源化等率の目標達成に努めること、運営会社として、入居テナントと一体となって循環型社会の実現に取り組むこと、廃棄物の発生量、再資源化等率を把握し、事後調査として報告していくことを加筆した」とのことでした。

続きまして、1つ目の【温室効果ガス】の意見として、「施設管理者として、将来の脱炭素化の推進に向けた方針を定めるとともに、太陽光発電量の増加を含め、最大限の再生可能エネルギーの導入に努めること。また、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくこと。さらに、事後調査において、再生可能エネルギーの使用量も含めた施設の消費電力量について詳細に報告すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、入居テナントの協力を得ながら、2030年カーボンハーフ及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進していくこと、環境確保条例に則り、脱炭素化の推進に向けた方針を定め、届出を行うこと等を加筆した。また、施設に受電する電力は、関連事業で得る再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達していくこと、入居テナントに再生可能エネルギーの使用を推奨し、積極的にその調達・使用を働きかけていくことを加筆した。さらに、工事完了後の再生可能エネルギーの使用量を含めた事業全体の消費電力量を事後調査として報告していくことを加筆した」とのことでした。

2つ目の【温室効果ガス】の意見として、「世界的な動向を踏まえ、PUEを可能な限り低い値となるよう努めるとともに、高効率なIT機器等の設備の導入など、最大限の省エネルギー化をテナントに働きかけていくこと。また、冷凍冷蔵空調機器について、可能な限りノンフロン機器若しくは最も温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を検討するとともに、適正な冷媒の管理に努めること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置に、データセンターのPUEは、可能な限り低い値となるよう努めること、入居テナントに最大限の省エネルギー化に努めるよう働きかけていくことを加筆した。また、可能な限りノンフロン機器や温室効果が低い冷媒を使用した機器の導入を採用していくことを加筆した」とのことでした。

なお、こちらの資料に記載しております審査意見書への対応のほか、審議会での指摘や、市長意見、都民からの意見を勘案するとともに、誤記の修正や、わかりやすい図書となるよう表現の見直しなどが行われており、その一例として、大気汚染及び騒音・振動におい

て、予測地点にNo22の堀向通りを追加することや、日影規制の時間記述の修正が行われております。

そのほかの環境影響評価書案からの修正内容につきましては、765ページからの10章、評価書案の修正の経過及びその内容に記載されております。

環境影響評価書についての報告は以上となります。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいま「多摩都市モノレール建設事業」評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連、「G L P 昭島プロジェクト」評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について、説明がありましたが、お気づきの点がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、私から「G L P 昭島プロジェクト」について一言申し上げたいと思います。

先ほど事務局から評価書において審査意見書や都民意見などを踏まえ、環境影響評価項目について、より影響を低減するための環境保全措置の追加や、正確でわかりやすい表現への見直し等がなされたほか、地域と連携して事業を推進していく旨、また、車両の走行に関する環境配慮事項等についても加筆されたとの報告がありました。

事業者におかれましては、評価書に記載された環境保全措置等は言うまでもないことですが、とりわけ地域住民への丁寧な説明など、しっかりと対応していただくとともに、事後調査報告において、適宜、審査会に報告いただくようお願いしたいと思います。

○石井アセスメント担当課長 柳会長、ありがとうございました。

事業者にはその旨伝えさせていただきます。

それでは、受理関係について御報告を続けます。

続きまして、18ページ、2月分の受理報告に係る助言事項を御覧ください。

2月の受理報告に対する助言事項に対し、事業者から回答がありましたので、御報告いたします。

「江戸川清掃工場建替事業」事後調査報告書の騒音・振動において、「事後調査で測定された振動レベルは十分に小さいのに対し、振動に関する苦情が非常に多く、この乖離の原因について十分な検証と説明が必要」との助言が高橋委員からございました。

事業者からは、「事後調査日は、算出した月別発生振動レベルの合成値が最大となる月

としました。当該計画地の地盤が軟らかく、基礎解体等に伴い発生した振動が周辺に伝搬しやすい環境であったことから、乖離が生じたと考えています。

今回、工場棟基礎解体時において、振動に対する多くの苦情をいただき、苦情を受けた際は申立人に対し振動対策について丁寧な説明を行う、工事説明会で振動が発生する時期や対策を説明するといった対応を行いました。

工場棟解体工事は令和5年7月に完了しておりますが、今後も建設機械の集中稼働を避ける等、引き続き適切な環境保全のための措置の実施、丁寧な説明対応や周辺住民の方々に対する情報提供を行います」との回答がございました。

続きまして、19ページを御覧ください。

3月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。

いただいた助言について、要約して御説明いたします。

「多摩都市計画事業稲城南山東部土地地区画整理事業」について、羽染委員から、廃棄物の1として、「工事途中の報告にもかかわらず、既に予測量を上回る廃棄物量が報告されている。地下の见えない部分に関するものが多いが、アセスを行う場合には少し大きめの見込み量になるように予測すべきである」との助言をいただきました。

受理報告に関する事務局からの報告は以上となります。

○柳会長 それでは、3月の受理報告案件について助言をされました委員の方のコメントなどをお願いいたします。

それでは、羽染委員、よろしくお願いいたします。

○羽染委員 廃棄物担当の羽染です。

この事業調査報告書を読ませていただいたのですが、移植データとか沈下量に関しては、非常に貴重なデータが取られていて、今後のアセスに共有できればいいかなと思った次第です。

一方、廃棄物に関しては、ここに記載があるように、工事途中にもかかわらず、既に予測を上回る廃棄物量が排出されているということなのですが、この主な原因を見ると、地下の见えない部分を掘ってみて、そこから埋設廃棄物がたくさん見つかったということの報告でした。

こういうことはよくあるので、地下に何が入っているかどうか、可能性があるかどうかは、土地利用履歴とかを慎重に検討して、予測評価の前提条件を、できるだけ悪条件になるように、悪条件というのは、例えば、廃棄物を搬出するときに、搬出車両台数に影響し

てきますので、大気汚染とか騒音・振動とかほかの項目にも関わる事項ですので、こういう場合は埋まっている可能性があるかどうかというのを慎重に調査して、事後調査報告書でこんなに大量に見つかることがないようにしていただきたいという要望です。

コメントは以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

事後調査報告書に関するそのほかの御指摘、コメント等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、羽染委員から提案された助言については、審議会からの助言事項としたいと思います。

事務局から事業者へ伝えていただき、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いいたします。

それでは、受理報告については以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

○柳会長 特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 2 時 12 分 閉会)